中小企業生産性革命推進事業 事業承継・M&A補助金における 交付決定後の申請取下げについて

事業承継·M&A補助金事務局

事業承継・M&A補助金交付規程第9条より、交付申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から 10 日以内に事務局に書面をもって申し出なければなりません。

交付決定後の申請の取り下げについて以下に手順を記しますので、取り下げを希望される申 請者におかれましては、案内内容に沿ってご対応ください。

【申請取下げの手順】

以下①②の手順に沿って、手続きを実施してください。

① jGrants のマイページにて本補助金で申請した事業の詳細画面より、「様式第 2-1. 交付申請取下げ届出書」を申請する。

【注意】

- ✓ 交付決定日から 10 日を過ぎた申し出は受け付けませんので、申請の取り下げを希望する場合は、必ず<u>交付決定日を含めた 10 日以内</u>に本申し出を実施してください。
- ✓ 交付決定日から 10 日を過ぎた申し出は、事故報告として申請が必要です。事故報告に関しては、「事業承継・M&A補助金」ウェブサイトに掲載する「補助金交付のための事務手引き」をご参照ください。
- ✓ jGtants「様式第 2-1. 交付申請取下げ届出書」フォームは、「様式第 4. 事故報告書」フォームと兼用です。フォーム内の選択様式より「様式第 2-1. 交付申請取下げ届出書」を選択ください。
- ✓ 申請の取り下げは、交付決定を受けた交付申請者本人からの申し出に限ります。

1. jGrants にログインし、「マイページ」タブに遷移する



2. 「マイページ」タブの申請履歴から、本補助金で申請した事業名称のリンクを押下する



3. 遷移先の画面下部の「様式第 2-1. 交付申請取下げ届出書」フォームを選択し、申請する

する
する
する

- ※提出様式のプルダウン選択をお間違えないよう、お願いいたします。
- ② jGrants から送付される「交付申請取下げ届出書」に関する案内メールを確認する。 jGrants 「様式第 2-1. 交付申請取下げ届出書」フォームに設定した「担当者メールアドレス」宛に、jGrants から「申請完了」と「申請内容の承認」のメールが送付されます。「申請内容の承認」のメールをもって、取り下げは正式に受理されます。

【注意事項】

- ・ 申請の取り下げに関しては、電話等では受け付けておりません。必ず jGrants「様式第 2-1. 交付申請取下げ届出書」フォームから実施してください。
- ・ 申請の取り下げについて、上記フォームから申請した後に、本申請の取り下げを取り消 すことはできませんので、ご留意ください。
- ・ 申請頂いた内容に不備がある場合、差戻しされます。事務局からのコメントをご確認の うえ、修正、再申請ください。

以上